

2022年12月26日

一般社団法人衛星放送協会
スカパーJSAT株式会社

令和4年12月22日からの大雪により 被害を受けられた方々への視聴料等の免除について【第1報～第2報】

令和4年12月22日からの大雪により被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CSなど衛星放送事業に関わる75社が組織する一般社団法人衛星放送協会(事務局:東京都港区、会長:小野直路)とスカパーJSAT株式会社(本社:東京都港区、代表取締役執行役員社長:米倉英一)は、令和4年12月22日からの大雪による災害により、12月22日、23日に災害救助法が適用された北海道及び新潟県の4市8町において、「スカパー!」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【北海道】

北見市	(きたみし)
紋別市	(もんべつし)
枝幸郡枝幸町	(えさしぐんえさしちょう)
網走郡美幌町	(あばしりぐんびほろちょう)
斜里郡斜里町	(しゃりぐんしゃりちょう)
斜里郡清里町	(しゃりぐんきよさとちょう)
紋別郡遠軽町	(もんべつぐんえんがるちょう)
紋別郡湧別町	(もんべつぐんゆうべつちょう)
紋別郡興部町	(もんべつぐんおこっぺちょう)
紋別郡雄武町	(もんべつぐんおうむちょう)

【新潟県】

村上市	(むらかみし)
佐渡市	(さどし)

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料(スカパー!の月額視聴料、PPV視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。)、月刊ガイド誌料

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL : 0120-085-550 (10:00~20:00、無休)

以上